

○議長（長澤健君）

続いて通告5番 8番 小林有紀子さんの一般質問を行います。

8番 小林有紀子さん。

○8番議員（小林有紀子さん）

これより3点にわたり、質問をさせていただきます。

まず1番目の「奨学金返還支援制度」についてお伺いいたします。

2015年から地方公共団体ごとに定めた要件を満たせば、奨学金の返済を肩代わりする支援制度が、全国的に展開されております。令和2年6月現在で32府県423市町村が導入しています。日本学生支援機構の2019年の発表によると、返済が必要な貸与型奨学金の利用者は129万人、大学生などの2.7人に1人が利用している計算になります。しかし19年度末の延滞者数は約32万7000人、延滞債権額は約5400億円に上るそうです。延滞の主な理由は家計の収入減や支出増で、延滞が長引く背景には、本人の低所得や延滞額の増加が指摘されています。さらに今、新型コロナウイルス感染症の拡大が長引く状況では、ますます奨学金の返済に苦慮する若者が増加することが予想されます。地方の人口減少対策として、若者の移住定住を促進し、地域産業の人材確保のために、そして深刻化する若者の経済的負担を軽減するためにも、地方創生の取り組みとして、地方公共団体が奨学金の返済を支援する「奨学金返還支援制度」を、本町でも導入すべきと考えますが、町の見解をお伺いいたします。

○議長（長澤健君）

政策秘書課長 早川竜一君。

○政策秘書課長（早川竜一君）

ただいまのご質問にお答えをいたします。本町の奨学金貸付事業につきましては、高等学校、高等専門学校及び特別支援学校の高等部に在籍する学生を対象としており、大学生や専門学校生は含めておりません。

こうした中、地方創生奨学金返還支援制度では、大学生や専門学校生の奨学金の返還を、地方公共団体が支援する取り組みを推進することにより、地域の産業等の担い手となる若者の地元企業への就職や、UIJターンを促すことを目的とし、経費の一部について国が財政措置を講じることとされております。

奨学金返還支援制度は、すでに山梨県で制度を導入していることから、県の制度の活用を、周知して参りたいと考えております。

○議長（長澤健君）

小林有紀子さん。

○8番議員（小林有紀子さん）

県の制度を周知するということですが、山梨県で行っている返還支援制度の事は私も承知していますが、募集人数は35人で、申請の要件が大学等在学

生で、卒業した年の9月末までに、県内の機械電子産業の企業に正規雇用となり、県内で8年間以上勤務及び居住することが申請要件になっています。その企業も、県内に本社を有する中小企業であり、特に県が「山梨県ものづくり人材就職事業」として銘打っていて、製造業における高度な知識や技術を有する人材の確保を図るための支援としている制度です。これは利用する人が限られます。その県の制度では、本町でも活用する人は限られると思いますが、その点については、どのようにお考えでしょうか。再質問をお願いします。

○議長（長澤健君）

政策秘書課長 早川竜一君。

○政策秘書課長（早川竜一君）

ただいまのご質問にお答えをいたします。この制度の趣旨は、県内に就職し、かつ、地域の中核企業等を担うリーダー的人材を確保するということが目的のための制度であります。こうしたことから、企業が必要とするリーダー的人材を確保するためには、ある一定の要件を備えることが必要であると考えております。県の制度では、製造業のうち機械電子産業として、プラスチック製品や金属製品、情報通信機器等計9つの業種を指定して制度の対象としておりますが、こうした職種を営む企業は県内に複数ありまして、本町からも通勤可能でありますので、本町への定住対策としてのメリットがあると考えております。

○議長（長澤健君）

小林有紀子さん。

○8番議員（小林有紀子さん）

再質問ですけれども、本町の多くの学生というか若い方たちが、県外に転出する理由というのが、ほぼ就職です。近隣のいろいろな状況を私の住んでいる地域の地域とか、いろいろなところを見ていますと、学生のうちは住民票をこちらにおいてある。ただ、本当に就職が決まって県外の大学に行っている間はこちらに住民票があっても、県外に今度就職すると県外に転出してしまうという方が地域の状況を見ますと多いように見受けられます。本当に大体100何十人と若い成人の方たちがおりますけれども、今の学生さんが、大体進学を100人位されているとしても、そのうち、本当に県外に出て行っている学生さんとか、そういう状況というのは、本町ではどの程度つかめていらっしゃるのか、どの程度の方たちが町内から転出する理由というか、そういうことがつかめていきますでしょうか。

○議長（長澤健君）

政策秘書課長 早川竜一君。

○政策秘書課長（早川竜一君）

ただいまのご質問にお答えをします。町では、転入または転出された方に調査を行った結果、転入については、結婚を機に富士川町に移り住んだ。そして、転

出については、就職や転勤を機に転出をしたという回答が最も多いという結果がありました。こうしたことから、町内への定住促進を図るためには、自宅から通勤可能な就職先や希望する業種があるかどうかというのは非常に重要な判断材料であると考えております。

富士川町の状況ですけれども、今19歳の方が約140人おります。この方たちがどのぐらい大学に進学しているかという情報は、町では現在つかめていないという状況でございます、以上です。

○議長（長澤健君）

小林有紀子さん。

○8番議員（小林有紀子さん）

転出の理由が就職というようなことであると、本当にもう山梨県内に自分たちの希望する企業とか働く場がなかなかないという状況があるとは思うのですけれども、そういう意味で、この奨学金返還支援制度は、昨年6月に制度が拡充されて、市町村が基金の設置を不要とし、特別交付税措置の対象経費の範囲を、負担額の2分の1から10分の10まで拡充しました。そして、制度の広報経費も対象に追加となり、地域によって企業の数や財政力に差があるため、国が補助割合を引き上げて、高校生なども支援対象者に追加となりました。

この中で一番画期的なものが、対象要件を市町村で決められることです。例えば長野県の箕輪町では、平成31年から「箕輪町U・Iターン応援奨学金返済支援補助金」として箕輪町に区域外から居住し、住民登録した方、居住実態を移した日から1年以内に区域内の企業に就労、または起業をした人。実家の家業も対象です。就労開始日の時点で満40歳未満の人。借りた奨学金の返還を滞納していない人。町税等を滞納していない人。このような対象要件として、年度内に変換した額の2分の1、上限15万3600円として、5年間の交付をしています。さらに女性は1年延長、さらにUターンの人には、さらに1年延長で、最大7年間の交付としています。本町としても、このような支援枠を参考にして、富士川町の次世代を担う若者を応援していくべきだと考えますが、市町村が支援要件を決められることに対しては、どのようにお考えでしょうか。

○議長（長澤健君）

政策秘書課長 早川竜一君。

○政策秘書課長（早川竜一君）

ただいまのご質問にお答えいたします。数ある奨学金制度の全てを把握できている状況ではございませんが、この制度を導入する場合には、利用する学生や受け皿となる企業、そして町の3者のニーズを把握した上で、どのような要件を定めるかということを決めて参りたいと考えております。

○議長（長澤健君）

小林有紀子さん。

○8番議員（小林有紀子さん）

再質問ですが、本町でも町独自の奨学金支援制度がありますが、平成18年から利用者がいない状況です。ましてや返還もなかなか進んでおりません。本町も、移住定住施策の事業を行っておりますが、結婚をして子育てする方には適した支援策を実施していただいていると思います。しかし、県外に出た若者のUターンや都会からのIターンなどの若者層への支援策が必要だと思います。若者が県外に流出する歯止めをかける、富士川町の魅力をアピールするチャンスだと思っております。今、コロナ禍で東京など首都圏では感染者が拡大し、地方が見直されております。企業もテレワークで仕事ができる時代です。企業の奨学金を返還する制度では、これまで社員に直接支給するので、給与の増額で所得税の追加になっておりましたが、公明党の提案により本年4月から、奨学金返還金を企業から直接日本学生支援機構に入金可能となりました。返還した分は、法人税法上、損金算入できるようになり、住民税負担もなく、社会保険料負担も増加せず、企業にとっても若者支援をしている企業として公表され、イメージアップとなり、地元企業の大きな宣伝にもつながる等のメリットがあると思います。ぜひ企業と行政が一体となって、若者を呼び込む支援策を進めるべきだと思います。地元に関係する企業等に、この奨学金返還支援制度の働きかけをするべきと思いますが、その点についてはどのようにお考えでしょうか。

○議長（長澤健君）

政策秘書課長 早川竜一君。

○政策秘書課長（早川竜一君）

ただいまのご質問にお答えいたします。先ほどの答弁と繰り返しになりますけれども、この制度を導入するにあたりましては、町側もそして企業側もある程度一定のメリットの要件を決める必要があると思います。そういうことをいたしまして、この制度を導入するにつきましては、導入するという場合には、企業との話し合いをして、その要件を定めて参りたいと考えております、以上です。

○議長（長澤健君）

小林有紀子さん。

○8番議員（小林有紀子さん）

企業にとっても人材確保や大きな宣伝効果になると思います。企業と一体となって進めることにより、若者が地元への就職を考える後押しになるを期待しております。奨学金を返還していく将来の生活の不安を少しでも軽減し、富士川町で若者が移住定住していただけるよう、制度の導入の検討をよろしくお願ひしたいと思います。

○議長（長澤健君）

質問の途中ですが、ここで暫時休憩します。

休憩 午前10時59分

再開 午前11時 6分

○議長（長澤健君）

休憩を解いて再開します。

小林有紀子さん。

○8番議員（小林有紀子さん）

次に、大きな質問の2つ目として「重層的支援体制整備事業について」お伺いいたします。

厚生労働省では、制度・分野の枠や、「支える側」「支えられる側」という従来との関係を超えて、人と人、人と社会がつながり、一人ひとりが生きがいや役割を持ち、助け合いながら暮らしていくことができる、包括的なコミュニティ、地域や社会を創っていく「地域共生社会」の実現に向けた取り組みを推進しています。

そこで、令和2年6月に社会福祉法の改正により「重層的支援体制整備事業」が創設されました。高齢化や人口減少が進み、家庭や地域で支え合いの基盤が弱まっています。社会的孤立は都会だけの話ではありません。家庭や地域での支え合いを強め、地域社会全体をみんなで支えていく地域共生社会の実現のため、全庁一丸となって取り組みを進めるべきだと考えます。これまで、高齢者介護、障害福祉、児童福祉、生活保護など属性別・対象者別の支援にしっかり取り組んでいただいておりますが、最近では、8050世帯など、一つの世帯に複数の困りごとを抱えているケースが多くみられ、社会的問題となっています。

そこで1番目の質問ですが、地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応するため、包括的な支援体制の構築として「重層的支援体制整備事業」に取り組むべきと考えますが、町の見解をお伺いいたします。

○議長（長澤健君）

福祉保健課長 中込裕子さん。

○福祉保健課長（中込裕子さん）

ご質問にお答えします。地域共生社会の実現のため社会福祉法等の一部を改正する法律が令和2年6月5日に成立し、令和3年4月から市町村において、住民やその世帯の複雑化・複合化した地域生活課題や支援ニーズに対応する包括的な支援体制を構築するための「重層的支援体制整備事業」が創設されました。

これは、属性を問わないⅠ相談支援、Ⅱ参加支援、Ⅲ地域づくりに向けた支援、を一体的に実施する事業であり、市町村の任意事業であります。複雑化・複合化した支援ニーズに対応するため、包括的な支援体制は重要であると考えており

ます。

こうしたことから、町では、介護、障害、子ども・子育て、生活困窮などの分野において、現在、実施している既存の事業やサービスを利用し包括的に支援を行っております。

今後も、分野を超えた横断的な連携体制をとりながら、包括的な支援を充実して参りたいと考えております。

○議長（長澤健君）

小林有紀子さん。

○8番議員（小林有紀子さん）

再質問ですが、例えば鳥取県北栄町では、ほぼ富士川町と人口も同じくらいの自治体ですが、昨年からの協議を重ね、本年度から取り組みを開始しています。重層的支援事業の実施目的が必要な人に福祉的な支援が届く仕組みづくりです。生活の課題解決に結びつく包括的な支援の実施として、相談支援においては町のどの窓口からも福祉的な困り感のある方が相談につながるよう、庁内の全部署を対象とした庁内連携の仕組みを再構築。支援の必要な人が早期に必要な機関につながるよう庁内の横のつながりを強化。また参加支援事業や地域づくり事業では、現在実施している自治会単位の取り組み、小学校区での取り組み、町全体の取り組みをつなげ、全体で重なり合った大きな輪になっていくよう、従来からの分野ごとで実施している事業や既存の受け皿と手を結びながら、新たな展開を進めています。まさに、このような体制づくりが本町でも必要ではないでしょうか。このような取り組みを参考にして、本町でも取り組みを開始してはいかがでしょうか。どのようにお考えでしょうか。

○議長（長澤健君）

福祉保健課長 中込裕子さん。

○福祉保健課長（中込裕子さん）

ただいまのご質問にお答えします。改めて国の新たな補助事業となる重層的支援体制整備事業は行いませんが、既存事業の実施において、町内担当部署の連携体制をとることで、重層的支援体制整備事業の目指す地域共生社会実現のための包括的な支援を実施して参ります。以上です。

○議長（長澤健君）

小林有紀子さん。

○8番議員（小林有紀子さん）

社会的孤立の問題は、複雑化・複合化しています。従来の支援体制のすき間で、自分から困っている、悩んでいるなどとは言わないものです。経済的理由で生理用品が購入できない「生理の貧困」問題が今問題になっておりますが、公明党でも3月に国会で取り上げ、都議会公明党が防災備蓄品の生理用品配布や学校での

提供などを求め、現在全国に支援が広がっています。また病気や障がいなどの家族の世話をしている18歳未満のヤングケアラーの問題は、潜在化しやすいとして、国が支援する方針を固め、今後、実態調査をするそうです。

またLGBT性的マイノリティの山梨県の団体の代表の方にお話を伺いました。自分のことを周囲に打ち明けられず、生きづらさを感じている人が、人口の3%～5%。学校の1クラスに1人か2人の割合です。現代は、多様性を尊重した共生社会に向けて、さまざまな支援ニーズに対応した体制が求められています。本町の優れた人材と既存の支援を活かしていけば、私は本町でも「重層的体制整備事業」を計画的に整備していけると考えております。

それでは2番目の質問ですが、地域共生社会の実現のための支援会議では、社協と地域が連携した居場所づくりや就労支援策についての展開を行うことができます。

富士川町の住民福祉向上のため、今後、社協がさらに地域の皆さまの声を聞き取り、複雑化・複合化したニーズに対応した取り組みとして、今後、支援会議の中で、例えば地域の空き家や空きスペースなどを活用し、共生社会の実現のための居場所づくりや就労につながる支援を展開することが、今まで以上に重層的にできるものと考えられますが、今、既存の事業で対応ということで答弁をいただきましたが、今後こういう重層的な体制整備事業に向けてぜひ進めていただき、そして支援会議というものが、あらゆる複雑化・複合化した支援ニーズに本当にマッチした体制だということで、この支援会議を基に今後地域の皆さんの声を活かしながら、そういう方々の地域の居場所や就労につながる支援体制をぜひ作っていただきたいと思いますが、その点については、いかがお考えでしょうか。

○議長（長澤健君）

福祉保健課長 中込裕子さん。

○福祉保健課長（中込裕子さん）

ご質問にお答えします。地域共生社会とは、制度・分野ごとの「縦割り」や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の中にある、ボランティア・NPO・民間企業などの主体が参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えてつながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会であります。

現在、町では、この考えをもとに「生活支援体制整備事業」として地域に住む住民同士が交流できる居場所づくりを進めているところであります。

今後は、社会福祉協議会に限らず、属性や世代を問わない居場所づくりや就労支援に取り組む考えがあるボランティア・NPO・民間企業などの情報を広く収集し、活動の際には、利用対象者の把握や住民への周知を支援して参ります。以上です。

○議長（長澤健君）

小林有紀子さん。

○8番議員（小林有紀子さん）

再質問ですが、今回の重層的支援体制整備事業について、なぜ質問をしようと思ったかと申しますと、社会的孤立の問題に対し、公明党女性局で全国の関係機関の方々に実態調査をいたしました。私は地元のひきこもり相談センター「ここから」にて状況をお伺いしました。課題として就労につながらないとお話を伺いしました。就労支援につながるようにするには、どうすればいいのか。ひきこもり相談センターの方が何度も何度も通い、ひきこもりの方の心を開いていただいているのに、その後の就労への支援、地域社会との関わりを後押しすることができなければ、また逆戻りとなってしまいかねない。だれ1人置き去りにしない社会を目指し、なんとしても取り組まなければいけないと思いました。重層的支援の中の参加支援としては、本人のニーズと地域の資源との間を取り持つことで多様な資源の開拓を行う、総合的な支援機能を確保し、本人・世帯の状態に寄り添って、社会とのつながりを回復する就労支援や見守り等居場所、居住支援を実施する支援とあります。まさに、この体制が必要だと思ったから今回質問をさせていただきました。本当に町内の中にもボランティアということで、それぞれの地域で携わってくださっている方々が本当にいらっしゃって、頭の下がる思いをしております。本当にそういう意味で、都会のことだけではなく本町においてもやはり多様性、複雑化した支援ニーズというものに応じて支援をしていくためには、一丸となって重層的支援体制整備事業を進めていくことが必要だと思っております。そして、その中の支援会議が本当に大事だと思っております。令和3年度は「第3次富士川町地域福祉計画」の策定年度であり、それと同時に社会福祉協議会も「第2次富士川町地域福祉活動計画」を策定することとしています。地域共生社会の推進が重点目標となっています。この「地域福祉計画」「地域福祉活動計画」にぜひとも、反映していただきたいと思いますが、その点についてはいかがでしょうか。

○議長（長澤健君）

福祉保健課長 中込裕子さん。

○福祉保健課長（中込裕子さん）

ご質問にお答えします。地域共生社会の実現に向けては、地域生活課題を把握し、解決に資する支援が包括的に提供されるよう、市町村地域福祉計画を策定するよう努めることとされています。今年度は第3次地域福祉計画策定の年でありますので、こうした考えを念頭に策定をして参ります。以上です。

○議長（長澤健君）

小林有紀子さん。

○8番議員（小林有紀子さん）

コロナワクチン接種の対応で忙しい中でありますけれども、大変ご苦勞をおかけしますが、大事な体制整備事業ですので、じっくり検討して取り組んでいただければと思います。

それでは大きな質問3の減災対策について伺います。

1番目の質問ですが、頻発する自然災害に対応して、災害対策基本法の一部改正が施行され、「避難勧告」を廃止し「避難指示」に一本化されました。令和元年の台風19号等による災害からの避難に関しての住民アンケートや避難情報を発令する市町村長に対し実施したアンケートにおいて、避難のタイミングが分かりづらく避難行動を起こしづらい。避難勧告では避難しなくていいと誤解され、指示待ちの人が依然として多いとの結果を受けて、これまでの避難勧告の段階から避難指示に一本化とし、警戒レベル4として発令する避難情報が改正されました。そこで、避難情報の周知徹底の方法について伺います。

○議長（長澤健君）

防災交通課長 望月聡君。

○防災交通課長（望月聡君）

ただいまのご質問にお答えをいたします。国では、「避難勧告」と「避難指示」を避難指示に一本化する、災害対策基本法の一部を改正する法律を令和3年5月20日に施行いたしました。

これは、避難勧告での避難が理解されていないことや、避難勧告と避難指示の違いが理解されておらず、避難指示の発令まで避難しない人が多いことを踏まえた改正であります。こうしたことから、水害や土砂災害の発生する危険性がある際に、町が発令する避難情報においても、避難勧告は発令せず、避難指示を発令することとなります。改正された内容については、5月25日発行の広報ふじかわ6月号の紙面において、警戒レベルの紹介を行い、併せて水害等の際に自分自身が取る行動を、時間の流れに沿って整理する避難行動計画として活用していただくため、「我が家のマイ・タイムライン」の作成手引きを全戸配付したところがあります。このマイ・タイムラインにおいても、警戒レベルによる避難対象者及び、避難指示をはじめ、町が発令する避難情報のタイミングについて掲載しているところがあります。

今後も、町広報誌やホームページ、SNSなどさまざまな媒体を活用しまして避難情報の周知徹底を図って参りたいと考えております。以上です。

○議長（長澤健君）

小林有紀子さん。

○8番議員（小林有紀子さん）

再質問ですが、「マイタイムライン」については何度も訴えて参りましたが、よ

うやく6月号の広報ふじかわと一緒に全戸配布をしていただきました。課長の答弁のとおり、広報の紙面と配布していただいた「我が家のマイタイムライン」に行政情報と避難の流れが書いてあります。しかし、どうして変わったのか、どのように変わったのか、町民の皆さまに正しく理解していただくことが大事であります。今後も、ホームページやSNSで周知徹底を図っていくとのことでしたが、せっかく富士川町の公式LINEがありますので、先ほども笹本議員からもホームページということで、本当に使いづらいということでお話がありましたが、せっかくLINEもありますので、緊急用のアイコンを設けて、「我が家のマイタイムライン」を入れていただいて、避難情報の流れと自分の避難行動を書き込んで、いつでも、すぐに確認できるようにしてはいかがでしょうか。紙媒体では、無くしてしまうことや目にしない方もいます。年齢の高い方もワンクリックで簡単に開けるようにして確認できれば、利用しやすいのではないのでしょうか。LINEのホームページは何度もクリックして開かないと情報にたどりつかない。私も実感していますので、この避難情報の周知と合わせ、ハザードマップやAEDマップとかを緊急用にまとめて情報発信すれば、町民への周知と利便性が図れるのではないのでしょうか。このような周知方法はいかがでしょうか。

○議長（長澤健君）

防災交通課長 望月聡君。

○防災交通課長（望月聡君）

ただいまのご質問にお答えをいたします。災害の避難の情報についてですが、さまざまな媒体を活用したいと考えております。先ほども小林議員さんがおっしゃったように町のライン等も使うことを考えまして、これから、その媒体が使えるかどうかなどいろいろなことも検討させていただきまして活用していきたいと考えております。以上です。

○議長（長澤健君）

小林有紀子さん。

○8番議員（小林有紀子さん）

よろしく願いいたします。次に2番目の質問ですが、東日本大震災の教訓として避難行動要支援者名簿の作成が義務付けられ、個別避難計画の作成が行われてきました。しかし、令和元年東日本台風や令和2年7月豪雨など近年の災害においても、いまだ高齢者が被害を受けております。避難行動要支援者の迅速な避難を図るため、福祉専門職との連携による「個別避難計画」の作成が市町村の努力義務化されましたが、町の対応についてお伺いいたします。

○議長（長澤健君）

福祉保健課長 中込裕子さん。

○福祉保健課長（中込裕子さん）

ただいまのご質問についてお答えいたします。個別避難計画の策定については、災害対策基本法等の一部改正により、町で作成することが努力義務とされたところでもあります。個別避難計画の内容は、要支援者名簿に記載する情報に加え、避難支援を行う者の情報や、避難場所・避難経路の情報を記録するものであります。

町では、「災害時避難行動 要支援登録者支援カード」に個別避難計画に必要とされる情報を記載できる箇所があり、一部の方においてはすでに策定済みであります。

今後、個別避難計画を策定する際には、要支援登録者のうち、介護保険サービスの利用者については介護の状況を把握しているケアマネージャー、障がい者においては、相談支援専門員の福祉専門職の協力をいただけるよう連携して参ります。また、提出いただいた「支援カード」に記載漏れがないか再確認を行い、心身の状況や、ハザードマップ上危険な場所に居住しているかなどを考慮し、優先度が高い方から、家族、民生委員、自治会と連携して作成に取り組んで参ります。以上です。

○議長（長澤健君）

小林有紀子さん。

○8番議員（小林有紀子さん）

再質問ですが、これまでの作成していただいた情報を見直しながら、1年ごとに高齢者の皆さんの体調等も変わりますので、情報を見直しながら今後は福祉専門職の方にご協力いただき、個別避難計画を作成していただくことになるわけですが、この計画を作成する目的が、災害で1人も高齢者等が犠牲になることのないよう、迅速な避難につながるようにするためですから、先ほども秋山議員からご質問もありましたけれども、本当に地域でのつながりというものが大事である、そういう心配を皆さんされていらっしゃるということでもあります。計画を立てて終わりではなく、日頃の訓練が大事だと私は思っております。その点に関して、どのように考えていますでしょうか、お伺いしたいと思います。

○議長（長澤健君）

防災交通課長 望月聡君。

○防災交通課長（望月聡君）

ただいまのご質問にお答えをいたします。避難行動要支援者の避難につきましては、自主防災組織やご近所の方の共助、近助が不可欠であると考え、普段からの声かけや見守り活動等により、地域の連携を深める必要があると考えております。避難行動要支援者の方々とともに訓練を実施することは、地域防災において重要なことであると考えますので、地区ごとに行います防災訓練に多くの避難行動要支援者の方々に参加していただくようお願いするとともに、個別避難計画策定に携わりました介護支援専門員などの関係者の方々の避難時を想定した訓練を

行うなど、福祉保健課と連携した取り組みを行って参りたいと考えております。
以上です。

○議長（長澤健君）

小林有紀子さん。

○8番議員（小林有紀子さん）

ぜひ連携をした体制でお願いしたいと思います。昨年はコロナ禍で防災訓練を中止にした区もありました。今年も感染状況によりますが、いつ災害は起きるかわかりません。感染症対策を行っての避難訓練が大事だと思います。実施出来れば、高齢者等の避難を支える側が個別避難計画の情報を基に、避難訓練を行うことが本当に大事だと思います。そのためにも、防災訓練を前にした各区や組の会議を行う前に、区長会へ避難指示の一本化の周知と、個別避難計画の趣旨や訓練について、しっかり伝えていただきたいと思いますが、その点についていかがでしょうか。

○議長（長澤健君）

防災交通課長 望月聡君。

○防災交通課長（望月聡君）

改正されました災害対策基本法につきましては、水害や土砂災害が発生する際の避難の目安で非常に重要であります。町広報誌やホームページを活用した周知を行うほか、多くの町民の皆さまに周知が必要であると考えますので、区長会におきましても、区民の皆さまに周知していただくようお願いをして参りたいと考えております。以上です。

○議長（長澤健君）

小林有紀子さん。

○8番議員（小林有紀子さん）

ぜひ、よろしく願いいたします。以上で私の質問を終了いたします。

○議長（長澤健君）

以上で通告5番 8番 小林有紀子さんの一般質問を終わります。